

**令和7年度
宗像市文化芸術活動事業補助金**

募 集 要 項

1. 補助金の趣旨

文化芸術活動事業補助金は、文化芸術の振興を図るために設置した元気なまちづくり基金を活用し、“文化芸術のまちづくり”を進めていくため、事業の実施場所が市内となる文化芸術の創出事業につながる活動を支援します。

2. 事業の内容

(1) 対象事業、補助対象経費、補助率など

対象事業、補助対象経費、補助率・限度額、補助対象期間は、次のとおりです。

なお、宗教的活動、政治的活動、専ら営利を目的とする事業、他の公的助成制度と重複して補助を受けている事業（民間の助成制度との重複は可）は対象外です。

項 目	内 容
対象事業	文化芸術の鑑賞・体験、文化芸術活動の支援及び文化芸術活動を通じてまちづくりに寄与すると認められるもの
補助対象経費	① 報償費 ② 旅費 ③ 需用費 ④ 役務費 ⑤ 委託料 ⑥ 使用料及び賃借料 ⑦ 原材料費
補助率 限度額	補助対象経費のうち、他の補助金を控除した金額の3分の2以内の額。 限度額は、70万円とする。
補助期間	決定日から翌年3月31日までに実施された事業
最長継続年	同一団体または個人に対して初回交付から3年間

(2) 補助対象となる個人または団体

対象となる個人または団体は、次のとおりです。

なお、宗教的活動、政治的活動、専ら営利を目的とする団体は対象外です。

① 市内団体（市内で活動する市民を中心に構成する団体）

市内で活動する団体で、市内に居住、通勤、通学する3人以上で構成される団体。

* 市から補助金・交付金の助成を受け、活動を行う団体（コミュニティ運営協議会、宗像市文化協会（加盟の単位協会は対象）等）は除く。

② 市外団体（市内で活動する団体）

市外で活動する3人以上で構成される団体で、文化芸術活動を市内で行う団体。

③ 市内個人（市内で活動する個人）

市内で活動する個人で、市内に居住、通勤、通学する個人

* 市から補助金・交付金の助成を受け、活動を行う個人は除く。

(3) 申請期間

令和7年5月1日（木）～令和7年6月6日（金）17時必着

3. 申請方法

申請書類に必要事項を記入し、令和7年6月6日（金）17時までに宗像市文化スポーツ課市民文化係に提出してください。郵送の場合も、令和7年6月6日（金）必着です。

※書類作成方法など、事前にご相談ください。

【提出先】

宗像市文化スポーツ課市民文化係

〒811-3492 福岡県宗像市東郷1丁目1番1号

TEL 0940-36-1540 、 FAX 0940-36-0270

4. 申請書類

募集要項及び書類は、文化スポーツ課（市役所西館2階）で入手、または、市公式ホームページからダウンロードできます。申請書の記入に関しては、4ページの【予算書作成にあたっての留意事項】を確認してください。

ホームページアドレス 市公式 <http://www.city.munakata.lg.jp/>

【申請書類】

様式第1号：令和7年度宗像市文化芸術活動事業補助金交付申請書

様式第2号：前年度宗像市文化芸術活動事業実績報告書 ※令和6年度に交付を受けた団体のみ

様式第3号：令和7年度宗像市文化芸術活動事業補助金予算書

様式第4号：担当者連絡先届

5. 選考方法

「宗像市市民文化・芸術活動審議会」において、提出された書類と申請団体による説明（プレゼンテーション）で選考を行い、最終的に市が交付決定の可否、条件等を決定します。

「宗像市市民文化・芸術活動審議会（令和7年6月下旬から7月上旬開催予定）」の詳細は、後日、個別に連絡します。なお、補助金交付の可否については7月中旬までに通知する予定です。

《特記事項》

特に「新たな創造性のある文化芸術」については、市が積極的な補助を行う対象として評価します

6. 補助金の返還義務

次の場合は補助金の全額又は一部を返還しなければなりません。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員 又は同法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したとき。
- イ 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。
- ウ 補助金をその目的以外のために使用したとき。
- エ 交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は規則に基づく命令に違反したとき。
- オ 交付決定を受けた活動を中止又は実行できなかったとき。
- カ 当初の事業予算より補助金以外の収入が多く、交付決定額を補助する必要があるとき（確定額が交付額を下回った場合）。
- キ その他、市長が必要と認めるとき。

7. 事業の実績報告

- (1) 補助を受けた団体は、対象事業完了後30日以内に「宗像市文化芸術活動事業実績報告書」を提出してください。

※翌年度も継続して行う場合、翌年度の審査の参考にします

- (2) 宗像市の広報誌「むなかたタウンプレス」の令和8年5月号に事業報告の記事を掲載しますので、先述の報告書とは別に広報記事としての簡易的な報告及び写真等の提供をしていただきます。※令和8年5月号（令和8年5月1日発刊）の広報の記事については、令和8年3月上旬までに提出してください。
- (3) 翌年5月に採択事業の報告会を開催し、事業の取り組みや成果について説明をしていただきます。報告会で使用する資料の様式は任意です。

8. 留意事項

- (1) 申請団体または個人が同一事業において、他の公的助成制度と重複して補助を受けている、又は受ける予定の事業については、申請することができません。また、交付決定を受けた団体または個人で、他の公的助成制度と重複して補助を受けた場合は、市長に文書で報告し、申請の取り下げを行ってください。
- (2) 審議会での審査等をするにあたって必要と認めた場合は、追加資料等の提出を求める場合があります。
- (3) 審査の結果、また予算の関係上、申請額の全てを認められない場合があります。
- (4) 申請時に提出した関係書類、補助金額、審査結果、事業報告等は、公開・公表を原則とします。
- (5) 提出された申請書類等は返却できませんので、あらかじめご了承ください。
- (6) 事務手続等は、「宗像市文化芸術活動事業補助金交付要綱」等の関係例規に基づいて行います。

9. お問い合わせ

宗像市文化スポーツ課市民文化係

〒811-3492 福岡県宗像市東郷1丁目1番1号

TEL 0940-36-1540、FAX 0940-36-0270

【予算書作成にあたっての留意事項】

予算書を作成するにあたり、次の事項に留意してください。詳細につきましては「文化芸術活動事業補助金 事務手順の手引き【令和7年度版】」を併せて参考にしてください。

① 報償費（謝金等）

ア 謝金の額は、講師料、講演料等の謝金については、原則として市が定める基準「講師等謝金の支出に関する基準」（次ページ）を参考にすること。ただし、アーティスト等の出演料については、社会通念上必要とされる額の範囲内とすること。

イ 団体構成員または個人に対する謝金は、「資格等を持ち、広く参加を募集した講演会の講師を務めるなどの場合」または「文化芸術創出事業の実現のために、通常の業務や活動とは異なる活動が必要な場合」で、あらかじめ申請時に計上し、申請事業に必要であると認められた場合に限り対象。この場合、謝金の上限額は次のとおりとする。

1) 市内団体及び市外団体

補助金申請額の4分の1以内

2) 市内個人

補助金申請額の5分の1以内

② 旅費

ア 旅費は、原則として公共交通機関の実費交通費を補助対象とする。なお、団体構成員のみの会議・打合せの際の旅費は、補助対象外。

イ 旅費の算定は、原則として公共交通機関によるものとするが、公共交通機関がないなどの理由で、自家用車などで移動するときのガソリン代は、あらかじめ申請時に計上し、申請事業に必要であると認められた場合に限り、対象とする。

ウ 視察旅費は、研修等が必要な場合に限り、年度内に1回のみを対象とする。ただし、原則として上限を2人とする。

③ 需用費（消耗品費、印刷費等）

ア 食糧費は原則補助対象外。ただし、交流会など申請事業に必要であると認められた場合に限り、対象とする。

④ 役務費（郵送料、保険料等）

市民活動中に発生したケガへの補償は、「市民活動総合補償制度」で対応すること。

そのため、申請事業に関する保険料は補助対象外。この制度で対応できない危険な作業を伴う事業などの場合で保険に加入する必要がある場合は、事前に相談すること。

⑤ 委託料

※特になし

⑥ 使用料及び賃借料

※特になし

⑦ 原材料費

※特になし

⑧ その他

ア 団体の管理運営上必要な経費（事務所の家賃や電話代など）は補助対象外。

イ 他団体への寄付金、会費などの支出は補助対象外。

講師等謝金の支出に関する基準

平成15年4月1日適用

平成19年4月1日改定

1 謝金単価

区 分	単 位	ランク	金 額
大学教授及びこれに準じるもの	2時間程度	1	20,000円
大学准教授及びこれに準じるもの	2時間程度	2	15,000円
大学講師及びこれに準じるもの	2時間程度	3	10,000円
大学助教・助手及びこれに準じるもの	2時間程度	4	8,000円以内

2 単価適用

分 野	1	2	3	4
	20,000円	15,000円	10,000円	8,000円以内
教育関係	大学教授	大学准教授	大学講師、専門・専修 学校講師 カルチャーセンター講師	大学助教・助手 幼小中高等学校教師 地域活動リーダー
行政関係			官公庁職員	
報道関係	放送局長 論説委員長 報道部長	論説委員 記者 アナウンサー		
医療・保健・ 福祉関係	医師 獣医師	臨床心理士 理学療法士	薬剤師 作業療法士 指圧士 社会福祉士 針灸士 健康運動士 運動指導士 栄養士 保健師 保育士	地域活動リーダー
法曹等関係	弁護士 公認会計士 検事 判事	司法書士 税理士 中小企業診断士 社会保険労務士	家庭裁判所調停委員 行政書士	
宗教関係		住職 宮司 牧師		
芸術文化関係		作家 芸術家	茶道・華道講師 調理師 その他	地域活動リーダー
民間企業関係		企業役員 企業幹部級	左記以外の社員 個人事業者	
レクリエーション関係		日本レクリエーション協会 コーディネーター(旧公認上級 指導者)	日本レクリエーション協会 コーディネーター(旧公認1・2 級指導者)	地域活動リーダー
国際関係	大使 領事			留学生 地域活動リーダー

備考1 その他の講師等については、上記基準を参考に決定する。

2 多数相手の講演や著名人、タレント等の場合は、相手のランク等諸事情を勘案のうえ、その都度決定する。

3 地域貢献的な講師等(市内に居住・勤務する講師等がボランティア的に関わる場合など)の謝金は、下位のランクを適用することができる。

4 旅費の支給は次のとおりとする。

・近郊から(宗像市郡内など近距離から)の場合……………支給しない。

・上記以外で旅費を支給する必要が認められる場合……………実費額を旅費で支給する

(例外として旅費相当額を謝金に含めることも可)。